

亀山市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
野村三丁目919番 2から野村三丁目9 22番2まで	旧	41.49	最小	8.53
			最大	13.05
	新	41.49	最小	11.32
			最大	13.56